

函館市森林整備地域活動支援交付金実施要領

目 次

- 第1章 総 則（第1条・第2条）
- 第2章 作業路網の改良活動等に対する支援（第3条～第10条）
- 第3章 森林経営計画作成促進に対する支援（第11条～第19条）
- 第4章 施業集約化の促進に対する支援（第20条～第27条）
- 第5章 雑 則（第28条～第31条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この要領は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域における活動（以下「地域活動」という。）の確保を図るため、国および北海道が定める要領に基づき森林整備地域活動支援交付金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付金の対象）

第2条 本制度による交付金の対象となる支援は、次のとおりとする。

- (1) 作業路網の改良活動等に対する支援
- (2) 森林経営計画作成促進に対する支援
- (3) 施業集約化の促進に対する支援

第2章 作業路網の改良活動等に対する支援

（対象森林）

第3条 交付金の交付の対象となる森林（以下「対象森林」という。）は、次の(1)および(2)の森林とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第11条第5項の規定により認定された森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の対象とする森林（森林施業計画の対象となっている森

林であって平成24年度中に森林経営計画に切り替えられる森林を含む。))

(2) 森林施業計画の対象とする森林のうち集約化実施計画の対象とする森林ただし、次に掲げる森林は対象森林から除外する。

ア 北海道知事または市長が認定を受けた森林経営計画または森林施業計画（以下「森林経営計画等」という。）の対象とする森林（当該森林経営計画等が北海道知事または市長以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、北海道知事または市長以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

イ 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う
森林

ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた森林経営計画等の対象とする森林（当該森林経営計画等が当該会社以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該会社以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）および当該会社が所有している森林であって当該会社以外の者が森林経営計画等の認定を受けているもの

エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が認定を受けた森林経営計画等の対象とする森林（当該森林経営計画等が当該法人以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該法人以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）および当該法人が所有している森林であって当該法人以外の者が森林経営計画等の認定を受けているもの

（交付対象者）

第4条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）

は、対象森林の森林所有者等（森林経営計画等の認定を受けた森林所

有者等に限る。)であって、地域活動(「作業路網の改良活動等」に限る。第2章において以下同じ。)の着実な推進を図るため市長と締結する協定(以下「協定」という。)に基づき、森林経営計画等の計画期間を通じて地域活動を行うものとし、市長は、交付対象者に対して予算の範囲内で交付金を交付する。

(対象行為)

第5条 交付金の交付の対象となる行為(以下「対象行為」という。)は、協定に基づき、森林経営計画等の計画期間を通じて行われる次の表に掲げる内容とする。

地域活動	具体的内容
作業路網の改良活動	既設の作業路網の点検を行い、排水不良、路面の洗掘、路肩の崩壊などの発生原因を特定。点検結果を基に、崩壊箇所および崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留などの工法により機動的に改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る。
施業実施箇所の林分の確認調査等	間伐の実施時に必要となる施業地の確認調査

注1) 作業路網の改良活動において、改良を伴わない点検は交付の対象としない。

注2) 施業実施箇所の林分の確認調査等は第9条第6項の表中の経営委託の適用を受ける森林を対象とした者に限る。

注3) 森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け林整整第885)林野庁長官通知)第1号の1の(1)のサの規定に定める作業道の開設および改良が行われた森林作業道または行われることが確実な森林作業道は作業路網の改良活動の地域活動の対象外とする。

(協定)

第6条 協定は、地域活動に関し市長と交付対象者との間で締結される

ものであって、次に掲げる事項を明示する。

- (1) 目的
- (2) 対象森林に係る森林経営計画等
- (3) 協定の対象とする森林
- (4) 交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）
の所在および現況
- (5) 交付金の交付の要件等
- (6) 協定の期間
- (7) 協定の廃止または変更の方法
- (8) 協定を廃止もしくは変更した場合または協定に違反した場合の措置
- (9) その他協定の実施に必要な事項

2 市長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るうえで交付金の交付が必要と認める場合には、森林経営計画等の対象とする森林のうち市内に所在する森林ごとに、当該森林経営計画等の認定を受けた森林所有者等（協定を締結できないことにつきやむを得ない相当の理由があると認められるものを除く。）全員と協定を締結するものとする。なお、複数の森林経営計画等の対象とする森林について、一つの協定に含めることができる。

3 法第12条第1項または第2項の規定により森林経営計画等が変更された場合で、協定を締結している者の変動または積算基礎森林の減少があったときは、協定を変更しなければならない。

4 交付金の交付を受けようとする者は、様式1号により、市長に対して協定の締結を申し出るものとし、市長は、申出の内容を確認のうえ適当と認められる場合には、協定を締結し、様式2号により通知するものとする。なお、協定は当該年度の11月30日までに締結しなければならない。

5 協定を締結する森林所有者等は、協定内容に変更があった場合には様式3号により市長に対して協定の変更について協議することとし、

市長は協議の内容を確認のうえ、その結果を様式4号により、通知するものとする。

- 6 協定には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 森林経営計画等に添付された区域図等の写しを基に作成した積算基礎森林の所在を明示した図面
 - (2) 対象森林に係る森林経営計画等の認定書の写し（当該森林経営計画等が法第19条第1項の規定により農林水産大臣または北海道知事が認定したものに限る。）
- （実施状況の報告）

第7条 交付対象者は、毎年度、協定に基づき実施した対象行為の実施状況について、当該年度の3月20日までに、様式5号により、市長に報告しなければならない。ただし、代表者を選出した場合にあっては、当該該当者が各交付金対象者が行った対象行為の実施状況について、交付対象者を代表して報告することができる。

- 2 交付対象者は、前項の規定による報告を行うときは、当該報告に係る書類に次に掲げる書類等を添付しなければならない。
- (1) 対象行為の種類、実施日、実施者、対象箇所等が明記された作業日誌、出役簿等の書類
 - (2) 対象行為の実施状況を撮影した写真
 - (3) 対象行為の委託等に係る契約書の写し
 - (4) 交付金の精算内訳書および事務費内訳書

- 3 団地の代表者または森林組合等が受託により代理受領を行った場合は様式6号により、当該年度の3月31日までに市長に交付金の処理結果を報告するものとする。
- （交付金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合で、当該報告に係る書類等の審査および現地確認により、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付を決定し、当該報告をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の現地確認が必要となる対象行為の総件数のうち無作

為に抽出するその10パーセント以上に相当する件数を除き，現地確認を省略することができる。

- 3 協定に定められた対象行為の実施状況の確認方法については，別表1のとおりとする。
- 4 第1項に規定する書類審査および現地確認は，交付金の交付を受ける年度内に行うものとする。
(交付額等)

第9条 交付対象者への交付額は，対象森林のうち，第3条の対象森林内で行った第5条の対象行為に要した額とする。ただし，積算基礎森林の面積に第6項に定める交付単価を乗じて得た額以内とする。

- 2 積算基礎森林に算入できる森林は，第3条の対象森林のうち，協定締結時において，次に掲げる要件のいずれかに該当する森林（交付金の交付を受ける年度内に，本実施要領第4章の規定に基づき「施業集約化の促進」の積算基礎森林として計上することが確実な森林，または治山事業による森林整備が行われた森林もしくは行われることが確実な森林を除く。）とする。

- (1) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知）第3の3の規定に基づき作成された森林簿（以下「森林簿」という。）等に照らして，人工林と判断される森林

- (2) 森林簿等に照らして，天然林と判断される森林であり，かつ，育成単層林または育成複層林であると判断される森林

- 3 積算基礎森林の面積は，森林経営計画等に記載された森林の所在場所別の面積の合計とする。
- 4 協定締結後に，森林経営計画等の変更または森林経営計画等に計画された植栽等の施業の実施により新たに第2項各号のいずれかに該当する森林が生じた場合には，協定の変更により当該森林を積算基礎森林に追加することができる。
- 5 市長は，前項の規定により積算基礎森林の追加を行う場合には，現地調査等による施業の実施の確認および変更された森林経営計画等の

記載事項等の確認をしなければならない。

6 交付金の交付単価は、次のとおりとする。

区 分		道の交付金と併せて市が一体化して行う交付金単価
積算基礎森林 1ヘクタール 当たり	経営委託	5,000円
	共同計画等	4,000円

7 前項の表中に定める経営委託とは、森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林であって、計画期間内に間伐を実施するものをいう（計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。）。

（交付金の返還等）

第10条 市長は、交付対象者の申出により協定が廃止された場合にあっては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。ただし、当該廃止された協定の対象とする森林の全部または一部につき協定の廃止後速やかに新たな協定が締結された場合にあっては、その新たな対象森林に係る森林経営計画等の対象森林に対して交付した交付金については、返還を求めないものとする。

2 市長は、積算基礎森林が減少し、協定が変更された場合にあっては、当該減少した積算基礎森林について交付した交付金を返還させるものとする。

ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した交付金の全部または一部を返還させるものとする。

(1) 交付対象者が法第16条の規定により対象森林に係る森林経営計画等の認定の取消しを受けたとき、または作成された森林経営計画に基づく施業が実施されなかったとき

(2) 交付対象者が第7条の対象行為の実施状況の報告について虚偽の

報告をしたときまたは積算基礎森林の減少に際し協定変更の申出を行わなかったとき

(3) 市長は、交付対象者が第9条第2項の(1)の森林において、同条第6項の表中の経営委託の区分の交付単価が適用された森林において、作成された森林経営期間内に間伐が実施されなかった場合は、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。

4 市長は、協定の期間終了後に、協定に係る森林経営計画等の認定が取り消された場合、または積算基礎森林が減少した場合（森林経営計画等の計画期間内に限る。）には、第2項または第3項の(1)に準じて、交付した交付金を返還させるものとする。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の返還を免除することができる。

(1) 第1項において、対象森林内のすべての積算基礎森林が転用されたことに伴い協定が廃止された場合で、当該転用が公用または公共用を目的としているとき

(2) 第1項において、対象森林内のすべての積算基礎森林の森林所有者等が地方公共団体に変更されたことに伴い協定が廃止されたとき

(3) 第1項において、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定が廃止されたとき

(4) 第2項において、対象森林の転用に伴い協定が変更された場合で、当該転用が公用または公共用を目的としているとき

(5) 第3項第1号において、公用または公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令第3条に規定する基準に適合しなくなつたため、森林経営計画等の認定の取消しを受けたとき

(6) 第3項第3号において、自然災害その他やむを得ない理由により計画されている施業が実施されなかったとき

(7) 第4項において、対象森林に係る森林経営計画等の取消しまたは積算基礎森林の減少が、公用または公共用を目的とした転用によるとき

6 交付対象者が重病等により対象森林に係る対象行為または施業の実

施が困難となった場合には、交付対象者は、速やかに市長に当該森林に係る対象行為または施業の受託、委託等のあっせんを申し出なければならぬ。

- 7 市長は、第1項の協定を廃止した場合、同条第2項の協定を変更した場合、第3項の協定違反となる場合または第4項の協定の期間終了後に森林経営計画等の取消し等があった場合には、交付対象者に速やかに通知し、市長が交付した交付金の返還を求めることとする。

第3章 森林経営計画作成促進に対する支援 (対象森林)

第11条 対象森林は、森林経営計画の対象とされていない森林とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる森林は対象森林から除くものとする。

- (1) 国、道または市町村が所有する森林
 - (2) 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林
 - (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林
 - (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林
 - (5) 平成22年3月31日付け21林政企第99号農林水産事務次官依命通知による改訂前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知（以下「改正前通知」という。））の第4に定める「森林情報の収集活動」または第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林
 - (6) 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林
- (交付対象者)

第12条 交付対象者は、地域活動（「森林経営計画作成促進」に限る。

第3章において以下同じ。)の着実な推進を図るため、市長と締結する協定に基づき地域活動を行う者とする。

- 2 前項のうち、森林経営計画の対象とされていない森林において地域活動を行おうとする場合にあっては、地域活動を行おうとする森林について過去に森林整備地域活動支援交付金（改正前要領の第4章に定める「境界の明確化」または第5章に定める「森林の被害状況等確認」を除く）の交付を受けていた者は除外する。

（対象行為）

第13条 対象行為は、協定に基づき行われる地域活動とし、次の表に掲げる内容とする。

地域活動	具 体 的 内 容
森林情報の収集	森林簿，森林計画図，登記簿その他の書類や現地踏査により，区域の面積，林齢，林種，成立本数，平均胸高直径，平均傾斜角，傾斜方向，森林所有者，境界の状況，林道からの距離，作業道の有無，作業道の開設予定その他森林経営計画作成に必要な森林情報の収集
森林調査	施業予定森林で行う，伐採木の樹高，胸高直径，樹種等の調査，路網の線形調査その他の施業量または施業方法の決定に係る調査
合意形成活動	森林所有者その他関係者への説明会の開催，戸別訪問による合意形成，森林経営計画案，施業提案書等説明資料の作成，長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定および計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動
境界の確認	境界が不明瞭な森林で行う境界の確認

注) 第14条第5項の実施計画書の提出時に第18条第3項の表中に定める共同計画等を実施する場合は「森林情報の収集」および「合意形成活動」の地域活動に限定。

2 第11条の対象森林の森林所有者と第12条の交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施等について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。

(協定)

第14条 協定は、地域活動に関し市長と交付対象者との間で締結されるものであって、次に掲げる事項を明示する。

(1) 目的

(2) 協定の対象とする森林

(3) 交付金の交付の要件等

(4) 協定の期間

(5) 協定の廃止または変更の方法

(6) 協定を廃止した場合、協定に違反した場合または森林経営計画が作成されなかった場合の措置

(7) その他協定の実施に必要な事項

2 市長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るうえで交付金の交付が必要と認める場合には、市内に所在する森林につき、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。

3 交付金の交付を受けようとする者は、様式1号により、市長に対して協定の締結を申し出るものとし、市長は、申出の内容を確認のうえ適当と認められる場合には、協定を締結し、様式2号により通知するものとする。なお、協定は当該年度の11月30日までに締結しなければならない。

4 協定を締結する森林所有者等は、協定内容に変更があった場合には様式3号により市長に対して協定の変更について協議することとし、市長は協議の内容を確認のうえ、その結果を様式4号により、通知するものとする。

5 協定には、次の(1)および(2)を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を付するものとする。

(1) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱について」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき作成された森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

(2) 交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

（実施状況の報告）

第15条 交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施結果についての報告書を当該年度の3月20日までに、様式5号により、市長に提出しなければならない。なお、当該対象行為が実施された森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合にあっては、当該森林所有者の求めに応じて当該報告書を提出するものとする。

2 交付対象者は、前項の規定による報告を行うとき、森林経営計画の策定後においては、森林経営計画が策定されたことを確認できる書類の写しを添付するものとする。ただし、市長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とする。

3 団地の代表者または森林組合等が受託により代理受領を行った場合は様式6号により、当該年度の3月31日までに市長に交付金の処理結果を報告するものとする。

（交付金の交付の決定等）

第16条 市長は、前条の規定による報告があった場合で、当該報告に係る書類審査により、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付を決定し、当該報告をした者に通知するものとする。

2 協定に定められた対象行為の実施状況の確認方法については、別表2のとおりとする。

3 第1項に規定する書類審査は、交付金の交付を受ける年度内に行うものとする。

（報告書の公開等）

第17条 市長は、第18条第2項(2)に係る森林についての、市長と第14条の協定を締結して森林経営計画を作成する者または森林施業の集約化に取り組む者に対して、調査結果を公表するものとする。

2 市長は、第15条に基づき提出された報告書のうち、第18条第2項(2)にかかる対象森林について、森林経営計画が策定されたと認められる場合には、当該報告書の公開を行わないものとする。

(交付額等)

第18条 交付対象者への交付額は、第11条の対象森林内で行った第13条の対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に第3項に定める交付単価を乗じて得た額以内とする。

2 積算基礎森林の面積は、第13条の対象森林のうち、次の(1)または(2)に該当する森林面積の合計とする。(すでに「森林経営計画作成促進」および「施業集約化の促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く。)

(1) 地域活動の実施により森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林

(2) (1)以外の森林であって、森林内に立ち入って現況調査等を行い、その成果を公開する森林(書面により調査成果の公開に関して森林所有者等の同意が得られていること)

3 交付金の交付単価は、次のとおりとする。

区 分			道の交付金と併せて市が一体化して行う交付金の交付単価
積算基礎森林1ヘクタール当たり	経営委託	境界不明瞭	54,000円
		境界明瞭	38,000円
	共同計画等		8,000円

4 交付単価の適用

(1)前項の表中の経営委託とは、森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林であって、計画期間内に間伐を実施するもの(ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。)をいう。

(2)前項の表中の共同計画等とは、(1)以外の森林であって、森林施業計画が認定されていない森林において森林経営計画を作成するものうち、協定締結時において、次のアまたはイに掲げる要件に適合する森林をいう。

ア 「地域森林計画および国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知）第3の3の規定に基づき作成された森林簿（以下「森林簿」という。）等に照らして、人工林と判断される森林

イ 森林簿等に照らして、天然林と判断される森林であり、かつ、育成単層林または育成複層林であると判断される森林

(3)前項の表中に定める境界不明瞭の単価を適用する森林については、平成22年3月31日付け21林政企第99号農林水産事務次官依命通知による改訂前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知（以下「改正前通知」という。））の第7に定める「境界の明確化」に対する支援が既に実施された森林および他の事業により境界の明確化が既に実施された森林を除いたものとする。

（交付金の返還等）

第19条 市長は、交付対象者の申出により協定が廃止された場合においては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

2 交付対象者が第15条の対象行為の実施結果を踏まえた報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

3 市長は、交付対象者が第18条第2項(1)の森林について、報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合においては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

4 市長は、交付対象者が(7)のイの(ア)の森林のうち、ウの表中の経営委託の区分の交付単価が適用された森林において、作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合においては、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。

- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の返還を免除することができる。
- (1) 第1項において、対象森林が転用されたことに伴い協定が廃止された場合で、当該転用が公用または公共用を目的としているとき
 - (2) 第1項において、対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定が廃止されたとき（第12条の交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）
 - (3) 第1項において、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定が廃止されたとき
 - (4) 第3項において、自然災害その他の交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合
 - (5) 第4項において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により、森林経営計画計画期間内に間伐が実施されなかった場合
- 6 市長は、第1項の協定を廃止した場合、第2項の協定違反となる場合または第3項の協定期間終了後に森林経営計画が策定されなかった場合または第4項の森林経営計画に基づく施業が実施されなかった場合には、交付対象者に速やかに通知し、市長が交付した交付金の返還を求めることとする。

第4章 施業集約化の促進に対する支援

（対象森林）

第20条 対象森林は、次の(1)および(2)の森林とする。

- (1) 森林経営計画の対象とする森林（森林施業計画の対象となっている森林であって平成24年度中に森林経営計画に切り替える森林を含む。）
- (2) 森林施業計画の対象とする森林または特定間伐等促進計画の対象とする森林のうち集約化実施計画の対象とする森林、または「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団

地」という。)の設定に係る協定の対象となっている民有林(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)

2 ただし、次の(1)から(3)に掲げる森林は対象森林から除外する。

(1) 森林経営計画等の対象とする森林のうち、次のアからカまでに掲げる森林

ア 北海道知事または市長が認定を受けた森林経営計画等の対象とする森林(当該森林経営計画等が北海道知事または市長以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、北海道知事または市長以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。)

イ 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

ウ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた森林経営計画等の対象とする森林(当該森林経営計画等が当該会社以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該会社以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。)および当該会社が所有している森林であって当該会社以外の者が森林経営計画等の認定を受けているもの

エ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が認定を受けた森林経営計画等の対象とする森林(当該森林経営計画等が当該法人以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該法人以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。)および当該法人が所有している森林であって当該法人以外の者が森林経営計画等の認定を受けているもの

オ 平成22年3月31日付け21林政企第99号農林水産事務次官依命通知の第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林

カ 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林

(2) 特定間伐等促進計画の対象とする森林のうち、次のアからカまでに掲げる森林

ア 道、市町村が所有する森林のうち特定間伐等促進計画の対象とする森林（当該特定間伐等促進計画において道または市町村以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

イ 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

ウ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた特定間伐等促進計画の対象とする森林（当該会社以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

エ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林のうち特定間伐等促進計画の対象とする森林（当該法人以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

オ 平成22年3月31日付け21林政企第99号農林水産事務次官依命通知の第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林

カ 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林

(3) 森林共同施業団地対象民有林のうち、次のアからカまでに掲げる森林

ア 道または市町村が所有する森林（当該森林共同施業団地が道または市町村以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、道または市町村以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

イ 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行

われる森林

ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林（当該森林共同施業団地が当該会社以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該会社以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林（当該森林共同施業団地が当該法人以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該法人以外の者が立木竹の使用または収益をする権原を有する森林を除く。）

オ 平成22年3月31日付け21林政企第99号農林水産事務次官依命通知による改訂前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知（以下「改正前通知」という。））の第4に定める「森林情報の収集活動」または第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林

カ 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林
(交付対象者)

第21条 交付対象者は、地域活動の着実な推進を図るため市長と締結する協定（以下第4章において「協定」という。）に基づき地域活動を行う者とする。

(対象行為)

第22条 対象行為は、協定に基づき行われる地域活動とし、次の表に掲げる内容とする。

地 域 活 動	具 体 的 内 容
森林調査	施業予定地森林で行う、伐採木の樹高, 胸高直径, 樹種等の調査, 路網の線形調査その他の施業量または施業方法の決定に係る調査
合意形成活動	森林所有者その他関係者への説明会の開催, 戸別訪

	問による合意形成, 施業提案書等説明資料の作成その他計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動
境界の確認	境界が不明瞭な森林で行う境界の確認

2 第20条の対象森林の森林所有者と第21条の交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について書面等により森林所有者等の同意を得なければならない。

(協定)

第23条 協定は、地域活動に関し市長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の(1)から(7)までの事項を明示して行うものとする。

(1) 目的

(2) 対象森林に係る森林経営計画等、特定間伐等促進計画、集約化実施計画、森林共同施業団地

(3) 協定の対象とする森林

(4) 交付金の交付の要件等

(5) 協定の期間

(6) 協定の廃止または変更の方法

(7) その他協定の実施に必要な事項

2 市長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、市内に所在する対象森林につき、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。なお、複数の森林経営計画等の対象とする森林について、一つの協定に含めることができる。

3 交付金の交付を受けようとする者は、様式1号により、市長に対して協定の締結を申し出るものとし、市長は、申出の内容を確認のうえ適当と認められる場合には、協定を締結し、様式2号により通知するものとする。なお、協定は当該年度の11月30日までに締結しなければならない。

4 協定を締結する森林所有者等は、協定内容に変更があった場合には

様式3号により市長に対して協定の変更について協議することとし、市長は協議の内容を確認のうえ、その結果を様式4号により、通知するものとする。

5 協定には、次の(1)および(2)を内容とする地域活動の実施計画書を付するものとする。

(1) 森林計画図等を基に作成した、交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

(2) (1)の交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

(実施状況の報告)

第24条 交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施結果についての報告書を当該年度の3月20日までに、様式5号により、市長に提出しなければならない。なお、当該対象行為が実施された森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合にあっては、当該森林所有者の求めに応じて当該報告書を提出するものとする。

2 交付対象者は、前項の規定による報告を行うとき、集約化施業の実施後においては、集約化施業が完了したことを証明する書類を市長へ提出することとする。

3 団地の代表者または森林組合等が受託により代理受領を行った場合は様式6号により、当該年度の3月31日までに市長に交付金の処理結果を報告するものとする。

(交付金の交付の決定等)

第25条 市長は、前条の規定による報告があった場合で、当該報告に係る審査により、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付を決定し、当該報告をした者に通知するものとする。

2 協定に定められた対象行為の実施結果および対象行為に要した経費等の確認方法については、別表3のとおりとする。

3 第1項の確認は、対象行為が実施された年度と同年度内に行うものとする。

(交付額等)

第26条 交付対象者への交付額は、第20条の対象森林内で行った第22条の対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に第3項に定める交付単価を乗じて得た額以内とする。

2 積算基礎森林の面積は、第20条の対象森林のうち、次の(1)または(2)に該当する森林の面積の合計（「経営計画作成促進」のうち「経営委託」の区分の積算基礎森林として計上している森林もしくは計上することが確実な森林、「施業集約化の促進」の積算基礎森林として既に計上されている森林また交付金の交付を受ける年度内に本実施要領に定める「作業路網の改良活動等」の積算基礎森林として計上または計上することが確実な森林を除く。）とする。

(1) 地域活動に基づき第22条の表中の施業種に該当する施業を行うことについて書面により森林所有者等の同意が得られた森林

(2) (1)以外の森林であって、第22条の表中の施業種に該当する施業を行うことを前提に森林内に立ち入って現況調査、境界確認等を行い、その成果を公開する森林（書面により成果の公開に関して森林所有者等の同意が得られていること。）

3 交付金の交付単価は、次の表のとおりとする。

積算基礎森林		交付金の交付単価
施業種	区分	
間伐	境界不明瞭	46,000円
	境界明瞭	30,000円

4 交付単価の適用

(1) 前項の表中に定める間伐とは、次のアおよびイの条件を満たす作業をいう。

ア 搬出材積を施行面積当たり平均10m³/ha以上として実施する、次の(ア)または(イ)の作業であること。

(ア)適正な密度管理を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における林分密度を概ね5割上回る森林または立木の収量比数が概ね100分の95以上の森林または函館市森林整備計画（森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画をいう。以下

同じ。)に規定される標準伐期齢の2倍の林齢以下の森林(森林経営計画に基づいて行う場合に限る。)についてはこの限りではない。)の林分で行う不用木(侵入竹を含む)の除去,不良木の淘汰,搬出集積

(イ)長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理,優良な育成複層林の造成,針葉樹人工林における針広混交林化もしくは広葉樹林化の促進または天然林の質的・構造的な改善のために適正な更新を目的として18齢級以下(函館市森林整備計画に規定される標準伐期齢の2倍の林齢以下の森林(森林経営計画に基づいて行う場合に限る。))についてはこの限りではない。)の林分(長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。)で行う不用木(侵入竹を含む)の除去,不良木の淘汰,支障木やあばれ木等の伐倒,搬出集積,巻枯らし

イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかの要件を満たすもの

(ア)一森林経営計画または一集約化実施計画あたりの施業の実施面積が概ね10ha/年以上であるもの(森林共同施業団地対象民有林で実施される場合であって,一森林共同施業団地あたりの施行面積が5ha/年以上であり,かつ,森林共同施業団地対象民有林で実施される間伐または更新伐の施行面積とこれらと一体的に実施されると認められる国有林の間伐または更新伐に相当する施業の実施面積の合計が10ha/年以上であるもの)

(イ)一森林経営計画または一集約化実施計画あたりの施業の実施面積が5ha/年以上であって,概ね5名以上の森林所有者に対する合意形成活動を行うもの(森林共同施業団地対象民有林で実施される場合であって,一森林共同施業団地あたりの施行面積が2.5ha/年以上であり,かつ,森林共同施業団地対象民有林で実施される間伐または更新伐の施行面積とこれらと一体的に実施されると認められる国有林の間伐または更新伐に相当する施業の実施面積の合計が5ha/年以上であるものであって,概ね3名以上の森林所有者に対する合意形成活動を行うもの)

(ウ) 森林所有者が森林の所在地と異なる市町村に居住する森林面積の割合が概ね4分の1以上を占める森林経営計画または集約化実施計画を対象として、一森林経営計画または一集約化実施計画あたりの施業の実施面積が5ha／年以上で実施するもの（森林所有者が森林の所在地と異なる市町村に居住する森林面積の割合が概ね4分の1以上を占める森林共同施業団地対象民有林で実施される場合であって、一森林共同施業団地あたりの施行面積が2.5ha／年以上であり、かつ、森林共同施業団地対象民有林で実施される間伐または更新伐の施行面積とこれらと一体的に実施されると認められる国有林の間伐または更新伐に相当する施業の実施面積の合計が5ha／年以上であるもの）

- (2) 前項の表中に定める境界不明瞭の単価を適用する森林とは、平成22年3月31日付け21林政企第99号農林水産事務次官依命通知による改訂前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知）の第7に定める「境界の明確化」に対する支援が既に実施された森林および他の事業により境界の明確化が既に実施された森林を除いたものとする。

（交付金の返還等）

第27条 市長は、交付対象者が協定の廃止をした場合、協定に違反した場合または間伐の施業が実施されなかった場合には、次に定めるところにより交付金の返還等の措置を講ずることとする。

- (1) 市長は、交付対象者の申出により協定が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。
- (2) 市長は、交付対象者が第24条の対象行為の実施結果を踏まえた報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。
- (3) 市長は、第26条第2項(1)の森林について、原則として地域活動を行った年度の翌年度までに間伐の施業が実施されなかった場合は、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

- 2 市長は、次に掲げる場合には、交付金の返還を免除することができる。
- (1) 前項の(1)において、対象森林が転用されたことに伴い協定が廃止された場合であって、当該転用が公用または公共用を目的としている場合
 - (2) 前項の(1)において、対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定が廃止された場合（第21条の交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）
 - (3) 前項の(1)において、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定が廃止された場合
 - (4) 前項の(1)において、自然災害その他の交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定が廃止された場合
 - (5) 前項の(3)において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により間伐の施業が実施されなかった場合
- 3 市長は、前項の(1)の協定を廃止した場合、同項の(2)の協定違反となる場合または同項の(3)の間伐の施業が実施されなかった場合には、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市が交付した交付金の返還を求めることとする。

第5章 雑 則

（証拠書類の保管）

第28条 交付金の交付を受けた者は、会計経理を適正に行うとともに、交付金の交付に関する経理書類を交付金の交付を受けた日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。
- (1) 協定書
 - (2) 交付金の受け取りを示す受領書
 - (3) 対象行為の実施に係る経費を示す領収書
 - (4) その他金銭の出納を示す帳簿

3 交付金の交付を受けた者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(2) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

(実施期間)

第29条 実施期間は、第3章および第4章については、平成19年度から平成28年度までの10年間、第2章については平成19年度から平成24年度までの6年間とする。

(交付金の交付方法)

第30条 第8条第1項、第16条第1項、第25条第1項および第33条第1項により算出される交付額の範囲内で、第7条、第15条、第24条および第32条の対象行為の実施状況の確認後、適正に対象行為が実施されていると認められる場合には交付対象者に交付金を交付する。

(その他)

第31条 この要領に定めるもののほか、国の実施要領に基づき市長が別に定めることとする。

附 則

1 この要領は、平成14年12月12日から施行する。

2 戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の編入の日前に廃止前の恵山町森林整備地域活動支援交付金実施要領または南茅部町森林整備地域活動支援交付金実施要領の規定に基づき締結された協定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 改正後の要領は、平成19年度以後の交付金の交付について適用し、平成18年度以前に交付金の交付のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式 1 号

平成 年 月 日

函館市長 様

申出者（団地代表者） 住所

氏名

印

〇〇地区森林整備地域活動実施協定の締結申出書

〇〇地区森林整備地域活動実施協定を締結したいので、同意されるよ
協議の申し出をします。

（別紙）協定書（別紙記載例参照）、必要な添付書類

様式 2 号

平成 年 月 日

様

函館市長 印

〇〇地区森林整備地域活動実施協定の締結の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった〇〇地区森林整備地域活動実
協定の締結について、同意します。

様式 3 号

平成 年 月 日

函館市長 様

申出者（団地代表者） 住所

氏名

印

〇〇地区森林整備地域活動実施協定の変更申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した〇〇地区森林整備地域活動実施協
を別紙のとおり変更したいので、協定の変更に同意されるよう協議の申
出をします。

（別紙）変更協定書，必要な添付書類

様式 4 号

平成 年 月 日

様

函館市長 印

〇〇地区森林整備地域活動実施協定の変更の同意書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった〇〇地区森林整備地域活動実
定の変更について、同意します。

様式 6 号

交付金処理結果報告書

平成 年 月 日

函館市長 様

〇〇団地

代表者

印

平成〇〇年〇〇地区森林整備地域活動支援交付金について、下記のと
処理しましたので報告します。

NO	氏 名	受 入 交付金額	払 出			精算額	備考
			事務費	地域活動費	計		

別表 1 (第 8 条関係)

対 象 行 為	確 認 方 法
作業路網の改良活動等	(現地検査) 路盤補強, 排水施設や土留の設置などの改良活動状況の現地確認 (書類検査) 対象行為の実施に係る書類等で確認

別表 2 (第16条関係)

対 象 行 為	確 認 方 法
森林情報の収集	(書類審査) 報告書により, 対象行為の実施結果および対象行為に要した経費等について確認
森林調査	
合意形成活動	
境界の確認	

別表 3 (第25条関係)

対 象 行 為	確 認 方 法
森林調査	(書類審査) 報告書により, 対象行為の実施結果および対象行為に要した経費等について確認
合意形成活動	
境界の確認	